

* 給水装置工事竣工

工事業者は、工事が完了したときは、速やかに管理者へ必要な書類を提出し検査を受けなければならない。(阿賀野市水道給水条例第8条第2項、指定給水装置工事業業者規程第15条第1項)

	図 書 名	様 式	部数	備 考
1	給水装置工事竣工検査調書		1	
2	給水台帳		2	申請、竣工各1部
3	位置図、オフセット、平面・立面図		2	原則 2裏面へ記入
4	工事記録写真		1	道路取出し、隠蔽部等
5	受水槽施設概要書		1	設置、変更、撤去の場合
6	水槽以下設備図		1	管理者が必要と認める場合
7	その他指定する書類		1	管理者が必要と認める場合
8	給水装置使用材料一覧表		1	

ア 水圧テスト結果ならびに給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認について、指定するところにより報告しなければならない。

イ 管理者が行う完了検査日の日程調整を行い、工程表に記入すること。

* 工事記録写真の標準

給水管を布設する場合は、施工状況、工事着手前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は、次による。

- 1 給水管の布設延長が10m未満の場合は、1組撮影する。
- 2 給水管の布設延長が10m以上50m未満の場合は、1を含め2組、50mごとに1組追加すること。(必要に応じ給水装置工事図面に撮影場所を記入すること。)
- 3 写真は、工事業業者が最低3年間は保管し、管理者の請求があった場合は、提出しなければならない。(法第25条の11第1項第6号：指定取消し処分対象)
(写真帳に工事受付番号、年月日、住所、申込者、工事業業者を記入すること。)
- 4 撮影は写真用黒板等を使用し、必要用件を記入すること。
- 5 写真の枚数は、原則として1組9枚以上とする。大きさはサービス判とすること。
撮影項目(・工事着工前(舗装切断工)状況写真 ・分岐部状況写真(T字管、分水サドル穿孔工事等)及び元止め工事状況 ・サドルコア挿入設置状況 ・道路内配管施工状況
・埋戻し完了状況 ・道路内路盤工完了状況 ・道路内仮復旧完了状況 ・耐圧テスト確認状況
・敷地内配管埋設及び隠蔽部分状況写真)
- 6 その他管理者が指示した場所等の撮影をすること。